

## 業務委託契約約款（特定目的随意契約）

（総則）

第1条 発注者及び受注者は、この契約（契約書、この約款及び仕様書等（仕様書、別冊の図面及びこれらに対する質問回答書をいう。）に規定された事項を内容とする契約をいう。以下同じ。）を誠実に履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第3条 受注者は、契約書に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（報告書の提出）

第4条 受注者は、履行期間内に、委託業務を完了させて実施報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領した日から10日以内に、委託業務の実施内容がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

（委託料の請求及び支払）

第5条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に対し、委託料の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託料の支払が同項の期間内になかったときは、発注者に対し、当該期間が経過した日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該支払が遅延した金額につき、算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（発注者の催告による解除権）

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由がないのに、委託業務に着手すべき期日を経過してもなお委託業務に着手しないとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第26条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第7条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 受注者がこの契約の業務委託を完了させることができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の業務委託の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者が債務の履行の一部が不能である場合、又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、履行された部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(4) この契約の業務委託の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達成することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前条の規定による催告をしても契約をした目的を達成するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 役員等（受注者が個人である場合にあってはその者を、受注者が法人である場合にあってはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務委託に係る契約を締結する権限を有する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下この条において同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）に協力し、若しくは関与している者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

(7) 役員等が、暴力団等（暴力団及び暴力団員等が経営を実質的に支配し、又はこれに関与していると認められる法人、組合その他の団体をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等に資金その他の財産上の利益を提供し、又はこれらのものに便宜を供与することにより、積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(8) 役員等が、暴力団等、暴力団員等、又はこれらのものが経営若しくは運営に実質的に関与し、若しくはこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人、組合その他の団体であることを知りながら、これらのものの威力を利用していると認められるとき。

(9) 役員等が、暴力団等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(10) 受注者の生計の維持又は経営に暴力団等又は暴力団員等の実質的な関与があると認められるとき。

(11) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が第6号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。

(12) 受注者が、第6号から第10号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除された場合においては、違約金として、委託料の額の10パーセントに相当する額を、発注者に支払わなければならない。

3 前項の違約金は、損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（損害賠償）

第8条 受注者は、委託業務の実施に際し、自己の責めに帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償をしなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了させることができないときは、発注者に対し、損害金を支払わなければならない。

3 前項の損害金の額は、履行期間の末日（履行期間がその末日の午後12時をもって満了する場合は、その翌日）から委託業務を完了した日までの日数に応じ、当該履行の遅滞に係る部分の委託料に相当する額として発注者が定める額につき、算定対象の期間において適用される支払遅延防止法の率を乗じて計算した額とする。

（秘密の保持）

第9条 受注者は、契約の履行に際して知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（実地調査等）

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、いつでも、受注者に対し、委託業務の実施の状況その他の事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（疑義の解決）

第11条 この約款に定める事項に疑義が生じた場合又はこの約款に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。